

第107期

定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

▶ 開催場所

東京都板橋区宮本町38番8号
当社板橋スパイスセンター
ミーティングホール

<株主の皆さまへのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症への感染リスクを避けるため、当日のご出席は、自粛をご検討ください。
- ・特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討ください。
- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を行いませんので、ご了承ください。



目 次

第107期定時株主総会招集ご通知 ……	1
（添付書類）	
事業報告 ……	5
連結計算書類 ……	29
計算書類 ……	32
監査報告書 ……	35
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役9名選任の件 ……	41
第2号議案 監査役1名選任の件 ……	47
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役会に委任する件 ……	48

エスビー食品株式会社

証券コード 2805

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町18番6号

エスビー食品株式会社

代表取締役社長 小 形 博 行

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面のほかインターネットでも議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都板橋区宮本町38番8号
当社板橋スパイスセンター ミーティングホール |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第107期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）において定めるルール
を遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定
を取締役に委任する件 |

4. 招集にあたってのご案内事項

1. 下記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1)連結注記表
 - (2)個別注記表なお、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.sbfoods.co.jp/>

以 上

※ご出席される場合は、議事資料として、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<株主の皆さまへのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症への感染リスクを避けるため、当日のご出席は、自粛をご検討ください。
- ・特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討ください。
- ・株主総会における議決権の行使は、書面のほかインターネットでも可能でございます。招集ご通知3～4頁をご確認いただき、ご活用ください。
- ・ご出席される株主さまにおかれましては、サーモグラフィーカメラでの検温、マスクの着用およびアルコール消毒液の使用に、ご協力をお願いいたします。
- ・ご出席される株主さまにおかれまして、体調がすぐれないようにお見受けする方には、入場のお断りまたは入場後の退出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を行いませんので、ご了承ください。



議決権行使についてのご案内

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

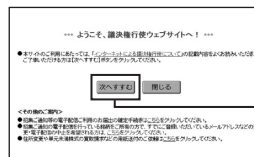
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

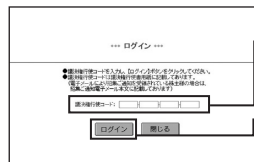
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

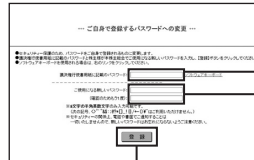
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】 0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

(添付書類)

事業報告

(自2019年4月1日)
(至2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦などによる海外経済の動向に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う影響が深刻化しており、先行きについては極めて不透明な状況となりました。

食品業界におきましても、人件費や物流費の上昇に加え、ライフスタイルの変化に伴う消費行動の多様化、市場構造の変化への対応が求められるなど厳しい経営環境が続くとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、将来への不安を背景としたお客様の節約志向の更なる高まりが想定されるなど、先行き不透明な状況となりました。

このような状況のなかで、当社および連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、企業理念・ビジョンのもと、中期経営計画に基づき、スパイスとハーブを核とした事業活動を推進してまいりました。

おいしさの追求はもちろんのこと、高い品質と新たな価値を創出し、お客様の健やかな暮らしに役立つ製品を生み出すため、お客様視点での製品施策や、これを実現するための生産体制の整備を進めるとともに、全社一体となったマーケティング活動に取り組むことで売上高と利益の拡大を目指してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比17億71百万円増の1,469億31百万円（前期比1.2%増）となりました。利益面につきましては、販売促進費は増加しましたものの、積極的なプロモーション活動により食料品事業の売上高が増加したことに加え、引き続き原価低減に努めたことなどから、営業利益は前期比84百万円増の72億39百万円（同1.2%増）、経常利益は前期比50百万円増の71億21百万円（同0.7%増）となりました。

また、減損損失の計上が前期と比較し減少したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11億67百万円増の54億85百万円（同27.0%増）となりました。

事業別・製品区分別の状況は、以下のとおりであります。

① 食料品事業

＜香辛調味料＞が大きく伸長いたしますとともに、＜スパイス&ハーブ＞＜インスタント食品その他＞も順調に推移いたしましたことから、売上高は前期比45億57百万円増の1,308億55百万円（前期比3.6%増）となりました。なお、セグメント利益（営業利益）は前期比3億76百万円減の73億9百万円（同4.9%減）となりました。

＜スパイス&ハーブ＞

ラインアップが豊富な洋風スパイスに加え、シーズニングスパイスが「マイレパートリーシーズニング」シリーズや「マジックソルト」の寄与などにより、引き続き伸長いたしました。また、純カレーやコショウも堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比5億55百万円増の265億89百万円となりました。

＜即席＞

主力ブランドの「ゴールデンカレー」が引き続き堅調に推移いたしますとともに、「ディナーカレー」もTVCMなどのプロモーション活動により伸長いたしました。また本年2月発売の「本挽きカレー」も寄与いたしましたが、「とろける」シリーズが減少いたしました。

以上の結果、売上高は前期比1億53百万円増の344億60百万円となりました。

＜香辛調味料＞

チューブ製品は、引き続きお徳用タイプが大きく伸長いたしますとともに、「本生」シリーズも順調に推移いたしました。また、昨年3月発売の「きざみねぎ塩」も寄与いたしました。中華調味料の「李錦記」ブランド製品は、オイスターソースなどの基礎調味料が順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比24億66百万円増の385億33百万円となりました。

＜インスタント食品その他＞

レトルト製品は、「神田カレーグランプリ」シリーズや「カレー曜日」などが堅調に推移いたしました。パスタソースは、「まぜるだけのスパゲッティソース」シリーズが順調に推移いたしますとともに、昨年3月発売の「サヴァ缶パスタソース」シリーズも寄与いたしました。

以上の結果、売上高は前期比13億82百万円増の312億71百万円となりました。

② 調理済食品

調理麺が好調に推移したものの、パンなどが減少したことに加え、当期の第2四半期に一部工場を事業譲渡いたしましたことから、売上高は前期比27億86百万円減の160億75百万円（前期比14.8%減）となりました。なお、セグメント損失（営業損失）は1億11百万円（前期はセグメント損失5億72百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、上田・東松山・宮城の当社3工場および子会社における製品の安全・安心対策や生産性向上および供給体制の強化を目的とする新棟建設などにより、総額133億22百万円の投資を行いました。

食料品事業においては、当社上田工場およびエスブースパイス工業株式会社における新棟建設や株式会社エスビーサンキョーフーズの工場移転に伴う工事、ならびにそれらに付帯する設備導入などにより127億24百万円、また、調理済食品においては、株式会社ヒガシヤデリカの生産設備更新・改良により5億98百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染動向が、国内のみならず海外の経済・社会活動に大きな影響を及ぼしており、更に厳しさを増していくものと予想されます。

食品業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の動向が、消費行動や市場構造に影響を及ぼすと予想され、先行きへの不安によるお客様の節約志向の高まりや、それによる要望多様化、また安全・安心に対する取組みがより強く求められるものと思われます。

当社グループといたしましては、中期経営計画の施策に取り組むことで、さまざまな環境変化や、お客様のニーズの変化に対応した価値ある製品をお届けしてまいります。そして、理念とビジョンの実現に向けて、当社グループの強みをさらに伸ばし、ブランド価値を高めていくなかで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

2020年4月より開始いたしました第2次中期経営計画におきましては、スパイスとハーブに関する事業を通じて、お客様の豊かで健やかな暮らしに貢献するとともに、「地の恵み」を事業の核とする企業として、社会課題の解決にも取り組んでまいります。

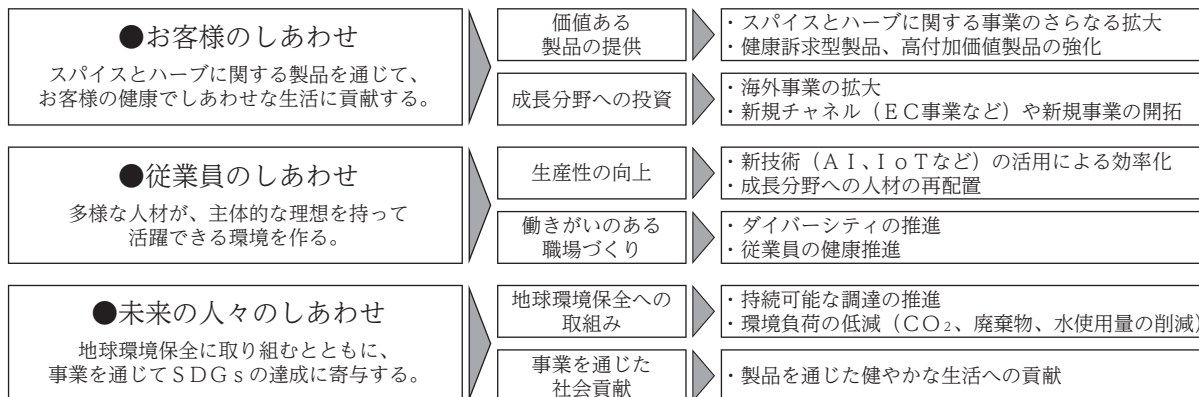
第2次中期経営計画（2021年3月期～2023年3月期）

基本方針

「地の恵み スパイス&ハーブ」を
コアコンピタンスとした事業を推進するとともに、
持続可能な企業と社会の実現を目指す。

重点戦略

重点施策



第2次中期経営計画の最終年である2023年3月期の目標値は、以下のとおりであります。

売上高	1,190億円
営業利益	85億円
売上高営業利益率	7.1%
ROE	9.4%

(注) 当社は、2021年3月期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)等を適用予定であり、当該基準に基づいた目標値となっております。

また、世界的な気候変動や国内の人口減少・高齢化など、社会環境が大きく変化を続けるなかで、企業や製品に求められるものは、これまで以上に多岐にわたってきております。当社グループでは、社会に価値を提供する企業として永続的に存在し、成長し続けるために取り組む社会課題の目標を「エスビー食品ミッション」として掲げております。

- ・エスビー食品ミッション
 - －環境負荷の低減
 - －社会・環境に配慮した商品の提供
 - －グループ全体の社会・環境マネジメント強化
 - －安全・安心への取り組み強化
 - －地域交流・国際交流の推進
 - －ダイバーシティの推進

この「エスビー食品ミッション」のもと、ESG(環境・社会・ガバナンス)やSDGs(持続可能な開発目標)の考え方も取り入れながら、事業を通じて社会課題の解決に寄与することを目指し、さまざまな活動に継続して取り組んでまいります。ダイバーシティ・マネジメントにつきましても、ワークスタイル変革の推進などにより、多様な人材が主体性を持って活躍できる環境の整備に努めてまいります。

第2次中期経営計画における非財務目標は、以下のとおりであります。

- ・持続可能な調達に関するコミットメント
 - －主要香辛料の持続可能な調達(2030年を目標に)
 - －当社グループの全製品に使用しているパーム油を100%RSPO認証油に切り替え(2023年までに)
 - －当社グループのカレーなどのルウ製品、レトルトおよびチューブ入り香辛料のパッケージに使用している紙を100%FSC認証紙に切り替え(2023年までに)

持続可能な調達に関するコミットメントの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

(URL <https://www.sbfoods.co.jp/company/sustainability/sdgs/>)

- ・ダイバーシティの推進
 - －女性管理職比率 20% (当社、2023年までに)
 - －平均総実労働時間 1,800時間 (当社、2023年までに)
- ・従業員の健康推進
 - －メタボリックシンドローム非該当者率 85% (当社、2023年までに)
 - －非喫煙率 81% (当社、2023年までに)

コーポレート・ガバナンスにつきましては、執行役員制度のもと、取締役と執行役員の役割を明確にすることで、意思決定と業務執行のスピードアップを図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応いたしますとともに、取締役会の実効性を高めるための取組みを継続して進めてまいります。また、当社グループ全体の内部統制の充実を図るとともに、企業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制を強化してまいります。

このような取組みにより、ブランド価値を高めていくなかで、さらなる企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 104 期 (2016.4～2017.3)	第 105 期 (2017.4～2018.3)	第 106 期 (2018.4～2019.3)	第 107 期 (2019.4～2020.3)
売上高	137,907 百万円	142,396 百万円	145,160 百万円	146,931 百万円
経常利益	5,122 百万円	6,189 百万円	7,071 百万円	7,121 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,745 百万円	3,886 百万円	4,317 百万円	5,485 百万円
1株当たり当期純利益	422.97 円	611.96 円	339.96 円	431.92 円
純資産	36,667 百万円	40,272 百万円	43,622 百万円	47,679 百万円
総資産	104,763 百万円	103,045 百万円	109,532 百万円	120,037 百万円

(注) 2018年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合とする株式分割を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、第106期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
エスビーガーリック食品株式会社	百万円 89	100.0	即席カレー等の製造販売
エスビースパイス工業株式会社	32	100.0	香辛料、香辛調味料の製造販売
株 式 会 社 エ ス ビ ー 興 産	50	100.0	香辛料、調味料および包装資材の仕入販売
株式会社エスビーサンキョーフーズ	10	100.0	缶詰、レトルト食品の製造販売
株 式 会 社 大 伸	10	－	香辛料、香辛調味料の製造販売
株 式 会 社 ヒ ガ シ ヤ デ リ カ	80	100.0	調理麺等の製造販売
S&B INTERNATIONAL CORPORATION	千USドル 100	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売

(注) 株式会社大伸の株式は、子会社エスビーガーリック食品株式会社が100.0%保有しております。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、「食料品事業」におきましては、各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の製造・販売のほか、関連する原材料の調達を行っており、「調理済食品」におきましては、調理麺等の製造・販売を行っております。

各事業の主な製品等につきましては、以下のとおりであります。

事 業 区 分	製 品 区 分	主 な 製 品 等
食 料 品 事 業	ス パ イ ス & ハ ー ブ	純カレー、コショウ、洋風スパイス、シーズニングスパイス
	即 席	ゴールデンカレー、フォン・ド・ボー ディナーカレー、とろけるカレー、濃いシチュー
	香 辛 調 味 料	本生 本わさび、おろし生しょうが、中華
	インスタント食品その他	おでんの素、レトルトカレー、パスタソース
調 理 済 食 品	－	調理麺、パン

(8) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社

<主要事業所および工場>

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都	上 田 工 場	長 野 県
八 丁 堀 ハ ー プ テ ラ ス	東 京 都	東 松 山 工 場	埼 玉 県
板 橋 ス パ イ ス セ ン タ ー	東 京 都	宮 城 工 場	宮 城 県

<支店および営業所>

名 称		所在地	名 称		所在地
北海道支店	札幌営業所	北海道	中部支店	静岡営業所	静岡県
東北支店	北東北営業所	岩手県		中部第1・第2営業所	愛知県
	南東北営業所	宮城県		北陸営業所	石川県
東京支店	東部営業所	千葉県	関西支店	関西第1・第2・第3営業所	大阪府
	中央営業所	東京都	中四国支店	中国第1営業所	広島県
	西部営業所	東京都		中国第2営業所	岡山県
	神奈川営業所	神奈川県		四国営業所	香川県
関東・信越支店	関東営業所	埼玉県	九州支店	九州第1・第2営業所	福岡県
	新潟営業所	新潟県		鹿児島営業所	鹿児島県
	長野営業所	長野県		沖縄営業所	沖縄県

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
エスビーガーリック食品株式会社	栃 木 県	株 式 会 社 大 伸	埼 玉 県
エスビースパイス工業株式会社	東 京 都	株 式 会 社 ヒ ガ シ ヤ デ リ カ	東 京 都
株 式 会 社 エ ス ビ ー 興 産	東 京 都	S&B INTERNATIONAL CORPORATION	米 国
株式会社エスビーサンキョーフーズ	静 岡 県	—	—

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
食料品事業	1,885名	+88名
調理済食品	130名	-52名
合計	2,015名	+36名

(注) 従業員数は就業人員（嘱託を含み、臨時従業員を除く）であります。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
農林中央金庫	7,020 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,674

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,954,234株（自己株式1,253,864株を含む）
- (3) 株主数 7,128名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
峯 栄 興 業 株 式 会 社	1,218	9.59
山 崎 兄 弟 会	1,200	9.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	628	4.94
農 林 中 央 金 庫	628	4.94
株 式 会 社 き ら ば し 銀 行	489	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	475	3.75
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	352	2.77
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	344	2.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	325	2.57
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	248	1.96

（注） 当社は、自己株式1,253,864株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地	位	氏	名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		小	形 博 行	経営企画室担当 S&B INTERNATIONAL CORPORATION チェアマン (CEO)
専 務 取 締 役		丹	野 好 生	管理サポートグループ担当兼ダイバーシティ推進担当 兼情報統括担当役員
常 務 取 締 役		島	田 和 典	開発生産グループ担当兼品質保証室担当
常 務 取 締 役		池	村 和 也	常務執行役員ハープ事業部担当兼海外事業部担当 兼マーケティング企画室担当兼室長
常 務 取 締 役		田	口 裕 司	常務執行役員営業グループ担当
取 締 役		山	崎 明 裕	
取 締 役		小	島 和 彦	執行役員開発生産グループ担当兼商品部長
取 締 役		谷	修	弁護士
取 締 役		広	瀬 晴 子	日本モロッコ協会会長、日機装株式会社社外取締役
監 査 役（常勤）		西	邨 正 敏	
監 査 役		葛	山 康 典	早稲田大学社会科学総合学院教授
監 査 役		松	家 元	弁護士
監 査 役		鵜	高 利 行	公認会計士、税理士

- (注) 1. 監査役寺尾隆一郎氏は、2019年6月27日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役谷 修氏および広瀬晴子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役葛山康典氏、松家 元氏および鵜高利行氏は、社外監査役であります。
4. 監査役葛山康典氏は、企業財務に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役鵜高利行氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役谷 修氏および広瀬晴子氏ならびに監査役葛山康典氏、松家 元氏および鵜高利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 2020年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。
- 常務取締役 池 村 和 也 常務執行役員マーケティング企画室担当兼海外事業部担当
常務取締役 田 口 裕 司 常務執行役員営業グループ担当兼ハープ事業部担当

8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在、執行役員は18名で、取締役のうち執行役員を兼務する者3名の他に下記15名の執行役員がおります。

上席執行役員営業グループ担当	谷	脇	一	知
上席執行役員開発生産グループ担当	小	林	千	尋
上席執行役員管理サポートグループ担当	小	野	俊	幸
執行役員リスクマネジメント委員会担当	大	矢		肇
執行役員ハーブ事業部長	鎌	田	典	明
執行役員ハーブ事業部西日本担当	土	居	永	二
執行役員海外事業部長	弓	部	重	明
執行役員開発生産グループ担当兼中央研究所長	佐	竹	良	昭
執行役員営業グループ西日本担当	成	沢	智	仁
執行役員開発生産グループ担当兼上田工場長	坂	本	和	彦
執行役員営業グループ家庭用担当	伊	藤	重	義
執行役員開発生産グループ商品部担当	大	久	陽	子
執行役員営業グループ業務用担当	金	子		功
執行役員管理サポートグループ担当兼人事総務室長	加	治	正	人
執行役員管理サポートグループ担当兼財務管理室長	山	崎	崇	弘

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 214百万円（うち社外 2名 14百万円）

監査役5名 32百万円（うち社外 3名 14百万円）

② 当事業年度における退職慰労金の額（上記①の報酬等の額を除く。）

2006年6月29日開催の第93期定時株主総会の決議に基づく退職慰労金の額は、次のとおりであります。

取締役1名 33百万円

(4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	谷 修	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。
取締役	広 瀬 晴 子	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、豊富な国際経験や、人材育成に関する高い見識から発言を行っております。
監査役	葛 山 康 典	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、企業財務の専門家としての見地から発言を行っております。
監査役	松 家 元	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。
監査役	鵜 高 利 行	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

双研日栄監査法人

(注) 当社の会計監査人であります日栄監査法人は、2019年10月1日に監査法人双研社と合併し、名称を双研日栄監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48	百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48	

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および当事業年度の監査計画を確認のうえ、報酬見積もりの算出根拠およびその妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号にある解任事由に当たると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を以下のとおりといたしております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

内部統制システムの構築において、「企業理念」、「ビジョン」および「行動規範」を精神的支柱とし、これらを全役職員に周知徹底させることが企業倫理、法令遵守あるいは企業の社会的責任の観点で重要であるとの認識から、これらをより一層推進させるなかで、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法令や定款および企業倫理の遵守を促し、また企業財産の保全が図られる企業体制を作ることとする。

取締役会は、『経営判断の原則』（ビジネス・ジャッジメント・ルール）に従って、会社経営の重要事項を審議・決定し、決定事項を執行役員に執行させて、常時その執行状況の報告を受ける体制を確保する。

内部統制システムは、社会・経済環境の変化とともに絶えず見直し・改定を行い、いかなる経営環境下にあっても、企業としての持続性の保持に資するものでなければならない。

また、企業風土として本来有する自律的チェック機能の醸成を促すため、各部門の有する自律的チェック機能と部門間の相互牽制機能を働かせることが可能な組織体制とし、これらを補完し、さらに全社横断的なチェック機能を内部監査室が担うものとする。

さらに、取締役会は、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に留意するものとする。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書・情報については、「会社情報取扱規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」およびその他規程等に基づき、保存管理する。また、取締役会、執行役員会などの主要な会議体の議事録および付議事項に係る各種の資料等は機密情報として高度なセキュリティを設定したうえで閲覧できる者を限定して保存管理することで、情報の利用と管理の徹底を図るものとする。

文書・情報等の保存管理体制については、情報統括担当役員のもとで一層の実効性確保に努めるとともに、必要に応じて各規程類の見直しを行う。また、内部監査室は、適切に実施されているかについて、定期的に検証し、その結果を取締役に報告するものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、「リスク管理規程」に基づき、会社経営に重要な影響を及ぼすおそれのあるリスクの回避または軽減を図るものとする。また、「危機管理体制マニュアル」等のマニュアル類の整備充実を図り、全役職員に周知徹底する。

緊急事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社長他担当役員が対策本部長に就任し、対策本部長のもと関係部門が一体となり対処するものとする。

また、内部統制システムの強化と内部監査体制の充実を図るため取締役会の直属組織として設置した内部監査室は、財務情報の適正性を監査するとともに、各部門の業務上のリスク分析を実施し、その結果と必要あれば改善・是正に関する提言を取締役会に行い、併せて当該リスク分析の結果および取締役会への提言の内容を監査役に報告する。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担う、執行役員制度を導入しており、これにより、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にする。

取締役会は、経営における基本戦略を策定し、法令で定められた重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督に専念する。

経営会議は、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会の意思決定機能に資する役割を担うものとする。

執行役員は、代表取締役社長または代表取締役社長の指名を受けた役付執行役員を議長とする執行役員会を組織し、取締役会決定事項の伝達・周知、執行戦略の決定および執行役員相互間の連絡・調整等を行うものとする。

また、「取締役会規程」や「稟議規程」等の決裁基準の整備を進めるとともに、「役員規程」や「業務分掌規程」等の職務権限や業務分掌に関わる規程等の整備充実を図り、経営および執行両面における効率性の確保と内部統制の充実に努める。

⑤ 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範」の詳細を定めた「社員行動基準」を全役職員に周知徹底、遵守させ、全社的なコンプライアンス意識の向上を図るものとする。

なお、「社員行動基準」にあるとおり、誤った行為は個々の従業員やそれぞれの職場では正されるべきであるが、万一、法令違反行為や企業倫理に反する行為などの不正行為が生じた場合に備え、これをいち早く把握するとともに企業内部では是正を図っていくために、内部通報制度を整備・浸透させ、企業の自浄作用を働かせる仕組みを構築する。

また、経営上および業務遂行上における諸問題に対し、組織横断的な企業倫理部会を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士などの外部専門家からアドバイスおよび指導を受け、常に適法性をチェックする体制を構築し、コンプライアンスを重視した経営に努めるものとする。

反社会的勢力に対しては、社会的な秩序を尊重し、必要な場合には法的措置を前提として、屈することなく毅然とした態度で対応する。

- ⑥ 当社および当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます。）における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの発展を期するために定めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項については、当社に承認を求めるとともに、一定の職務執行状況については、当社への報告を求めるものとする。また、内部監査室は子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会に報告するものとする。

当社グループ経営の効率的な運用を目的として、当社のグループ企業管理担当部門は、子会社に対する業務指導等を実施するとともに、当社グループ内の取引において、通例的でない取引が行われない体制の構築を図るものとする。

当社の「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」、また、インサイダー取引防止制度および内部通報制度を当社グループで共有するものとし、これらを当社グループの全役職員に広く浸透させていくことで、グループ経営をさらに推進するものとする。また、IT環境の拡大整備を進めていくなかでさらなる情報の共有化に努めるものとする。

当社の子会社のリスク管理に関しては、当社の取締役および執行役員が、取締役会から委嘱された職務に従って、当社と同等のリスク管理体制を構築するよう指導する。

- ⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室の専従者がこれを兼務するが、監査役または監査役会から求めがある場合は、さらなる充実に努めるものとする。

- ⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室の監査役補助機能の兼務ということに鑑み、内部監査室スタッフの異動および人事考課については、予め監査役に相談し、その同意を求めるものとする。

- ⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務の必要性から内部監査室長に対して、監査業務の補助その他情報収集等を指示することができ、取締役会はこれに応じることができる体制の整備に留意する。

⑩ 当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役および使用人は、各監査役の求めに応じて必要な報告を行うものとする。

主な報告事項は以下のとおり。

- ・ 経営の状況
- ・ 事業の遂行の状況
- ・ 財務の状況（連結および単体）
- ・ 内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
- ・ 子会社および関連会社の監査役の活動状況
- ・ 当社の重要な会社方針、会計基準およびその変更
- ・ 業績および業績予想の発表の内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用状況および通報の内容
- ・ 重要な訴訟・係争その他行政当局等から受けた検査・行政処分等
- ・ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
- ・ その他監査役が特に要請した事項

取締役会は、監査役に対し、稟議書（監査役が要請したときは添付資料を含む）を回覧し、また執行役員会議事録その他の重要な会議体の議事録（それらの付議資料を含む）を閲覧する体制を整備することにより、執行役員の職務執行の状況を報告するとともに、監査役から重要な会議体への出席要請および詳細報告の要請があったときはこれに応じる体制の整備に留意する。

子会社に関しては、内部監査室が行う子会社に対する内部監査の状況を監査役に報告するとともに、子会社の監査役から当社の監査役に報告する体制の整備に努めるものとする。

⑪ 当社の監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役職員が、当社監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する体制を整備するものとする。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用は、毎年、一定の予算を設けるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用について、監査役から償還の請求があった場合は、職務の執行について生ずる費用と認められないものを除き、処理するものとする。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と会計監査人は、定期的な会合と必要に応じての臨時的な会合を持つなど、監査業務全般に係る問題について協議し、情報の共有と相互連携の一層の強化を図る。

監査役と内部監査室は、内部統制システムの状況および内部監査の結果その他の情報の共有を図るため、毎月1回定期的な会議を開催する。

取締役会は、監査役が、当社グループの事業所への監査を定期的実施するための体制確保に努めるとともに、監査業務に必要と監査役が判断したときは監査役による外部専門家活用の体制確保に留意する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役会等の権限と責任を明確にしており、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップに努めております。
- ・取締役会を12回、経営会議を12回開催し、重要事項の検討および審議をするとともに、執行役員会への取締役会決定事項の伝達と周知を行いました。
- ・内部監査室は、主要な会議体等に関する機密情報の管理について監査を行い、適切に管理されていることを確認しました。
- ・取締役会の実効性については、アンケート形式による評価を行い、その結果と課題を取締役会で共有し改善に取り組みました。

② 損失の危険の管理に関する事項

- ・リスクの種類に応じて設置された専門部会を統括するリスクマネジメント委員会において、リスクマネジメント体制の適切な運営を図るなど、平時より当社グループのリスク管理の徹底に努めております。
- ・危機発生時に事業への影響を最小限にとどめ、また、速やかに企業活動を回復できるよう、品質保証リスクに備えた訓練や、災害に備えた訓練などの啓発活動を適宜実施しました。
- ・適切な情報管理の徹底のため、情報管理に関する啓発活動を定期的実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続く状況を受けて、速やかに対策本部を設置し、情報収集、ならびに全社的な対応策の検討および実行を行っております。

③ コンプライアンス体制に関する事項

- ・精神的支柱である「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」および規程について、社内に公開し、常に閲覧できる状態とすることで周知徹底を図るとともに、全役職員のコンプライアンスに対する意識向上を目的として、「社員行動基準」に関する研修や啓発活動を実施しました。
- ・「内部通報制度」につきましては、不正やリスクの早期発見、未然防止を目的として、体制の整備を行うとともに、引き続き啓蒙を実施し、更なる周知を行いました。

④ 企業集団に関する事項

- ・「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」を当社グループに浸透させるため、当社事業を通じた社会課題への取組み等に関して、更なる周知に努めました。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の適正な運営がなされるよう、担当部門と子会社役職員との連携を強化し、情報の共有化と適切な指導を行いました。
- ・監査体制につきましては、当社および主要な子会社の監査役、グループ企業担当部門が半期に1回連絡会を開催し、監査の実効性の確保に努めるとともに、内部監査室は子会社4社への監査を実施し、業務の適正性確保に努めました。

⑤ 監査役に関する事項

- ・監査役は、取締役会への出席、稟議書や重要な会議体の議事録などの閲覧、必要に応じた取締役および使用人からの報告等により、必要かつ十分な情報を得ております。
- ・監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室と、それぞれ定期的な会議を中心に、適宜情報共有および連携強化を図っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねされるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

多様化・グローバル化が進むなかで、個人の生活パターンや嗜好も多種多様となり、食に対するニーズはより複雑化・高度化していくものと想定されます。当社は、香辛料のトップメーカーとして、これまで培ってきた技術力と開発力を活かすとともに、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス&ハーブ」を常に進化させ、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化に取り組んでまいります。そして、おいしさの追求はもちろんのこと、高い品質と新たな価値を創出し続けていくことにより、おいしく、明るい未来を創る企業を目指してまいります。

また、高齢化が進むなかで、健康に寄与する食品への関心がますます高まっていくものと思われます。スパイスとハーブは、太古より人間の生活に欠かせない活力源や生薬として重宝されており、その将来性が大いに期待されることです。当社は、スパイスとハーブの優れた機能を科学的に解明し、それを活かした製品をお届けすることにより、健やかで、明るい未来を創る企業を目指してまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記①に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、単に「対応策」といいます。）を導入しております。

対応策は、大規模買付者に遵守いただくべきルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めており、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

なお、現在の対応策（以下、「本プラン」といいます。）は、2017年6月29日開催の第104期定時株主総会における関連議案の承認可決をもって更新したものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

（URL <https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html>）

(3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、以下の理由により、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ・経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。
- ・2017年6月29日開催の第104期定時株主総会における、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案の承認可決をもって本プランに更新しております。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしております。
- ・当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年であるため、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）ではありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めるとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

なお、当期の期末配当金につきましては、1株当たり22円といたしました。これにより、当期の1株当たり年間配当金は、中間配当金の22円を加えて44円となります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および記載株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                     | 金 額            |
|------------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                | <b>(負 債 の 部)</b>        |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>66,201</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>47,754</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 23,050         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金       | 11,428         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 27,027         | 短 期 借 入 金               | 17,871         |
| 商 品 及 び 製 品            | 6,483          | リ ー ス 債 務               | 237            |
| 仕 掛 品                  | 2,177          | 未 払 金                   | 11,409         |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 6,027          | 未 払 法 人 税 等             | 1,523          |
| 短 期 貸 付 金              | 250            | 賞 与 引 当 金               | 1,332          |
| そ の 他                  | 1,434          | 資 産 除 去 債 務             | 45             |
| 貸 倒 引 当 金              | △250           | そ の 他                   | 3,906          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>53,836</b>  | <b>固 定 負 債</b>          | <b>24,603</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>41,331</b>  | 長 期 借 入 金               | 16,554         |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 17,763         | リ ー ス 債 務               | 599            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 11,153         | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,109          |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 1,480          | 債 務 保 証 損 失 引 当 金       | 172            |
| 土 地                    | 9,808          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 5,992          |
| リ ー ス 資 産              | 680            | 資 産 除 去 債 務             | 117            |
| 建 設 仮 勘 定              | 445            | そ の 他                   | 57             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>884</b>     | <b>負 債 合 計</b>          | <b>72,357</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>11,620</b>  | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                |
| 投 資 有 価 証 券            | 5,608          | 株 主 資 本                 | 45,779         |
| 長 期 貸 付 金              | 401            | 資 本 金                   | 1,744          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 2,400          | 資 本 剰 余 金               | 5,337          |
| そ の 他                  | 3,630          | 利 益 剰 余 金               | 41,629         |
| 貸 倒 引 当 金              | △420           | 自 己 株 式                 | △2,931         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>120,037</b> | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 1,900          |
|                        |                | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,366          |
|                        |                | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 862            |
|                        |                | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1              |
|                        |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | △330           |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>47,679</b>  |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>120,037</b> |

# 連結損益計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 146,931 |
| 売上原価            |       | 82,143  |
| 売上総利益           |       | 64,788  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 57,549  |
| 営業利益            |       | 7,239   |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 6     |         |
| 受取配当金           | 192   |         |
| 不動産賃貸料          | 41    |         |
| 貸倒引当金戻入額        | 0     |         |
| 金利スワップ評価益       | 70    |         |
| その他             | 166   | 477     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 500   |         |
| 為替差損            | 11    |         |
| その他             | 82    | 594     |
| 経常利益            |       | 7,121   |
| 特別利益            |       |         |
| 債務保証損失引当金戻入額    | 633   |         |
| 補助金収入           | 528   |         |
| 事業譲渡益           | 473   |         |
| その他             | 98    | 1,734   |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除却損         | 673   |         |
| 固定資産圧縮損         | 506   |         |
| 減損損失            | 298   |         |
| その他             | 156   | 1,635   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 7,220   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,932 |         |
| 法人税等調整額         | △197  | 1,734   |
| 当期純利益           |       | 5,485   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 5,485   |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                | 1,744   | 5,337     | 36,677    | △2,931  | 40,827      |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △533      |         | △533        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益  |         |           | 5,485     |         | 5,485       |
| 自 己 株 式 の 取 得            |         |           |           | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分            |         | 0         |           | 0       | 0           |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩 |         |           | 0         |         | 0           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)  |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | －       | 0         | 4,952     | △0      | 4,951       |
| 当 期 末 残 高                | 1,744   | 5,337     | 41,629    | △2,931  | 45,779      |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                    |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 2,189                 | 862                | 14                 | △272             | 2,794             | 43,622    |
| 当 期 変 動 額                |                       |                    |                    |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                       |                    |                    |                  |                   | △533      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益  |                       |                    |                    |                  |                   | 5,485     |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                       |                    |                    |                  |                   | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分            |                       |                    |                    |                  |                   | 0         |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩 |                       |                    |                    |                  |                   | 0         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額)  | △823                  | △0                 | △12                | △57              | △894              | △894      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △823                  | △0                 | △12                | △57              | △894              | 4,057     |
| 当 期 末 残 高                | 1,366                 | 862                | 1                  | △330             | 1,900             | 47,679    |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>59,897</b> | <b>流動負債</b>    | <b>35,977</b> |
| 現金及び預金          | 18,941        | 支払手形           | 2,424         |
| 受取手形            | 210           | 買入掛金           | 8,462         |
| 売掛金             | 26,093        | 短期借入金          | 6,365         |
| 商品及び製品          | 6,031         | 1年以内返済予定の長期借入金 | 2,120         |
| 仕掛品             | 2,085         | リース負債          | 156           |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,664         | 未払費用           | 10,656        |
| 前払費用            | 349           | 未払法人税等         | 474           |
| 短期貸付金           | 250           | 引当金            | 1,331         |
| 倒引当金            | 521           | 資産除却負債         | 61            |
|                 | △250          | 設備関係の支払手形      | 1,102         |
| <b>固定資産</b>     | <b>38,424</b> | <b>固定負債</b>    | <b>44</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26,191</b> | <b>長期借入金</b>   | <b>2,733</b>  |
| 建物              | 10,718        | 繰上り償却資産        | 44            |
| 構築物             | 260           | 再評価に係る繰上り償却資産  | <b>18,302</b> |
| 機械及び装置          | 6,151         | 退職給付引当金        | 8,400         |
| 車両搬送品           | 16            | 退職債務引当金        | 480           |
| 工具、器具及び備品       | 704           | 負債の繰上り償却資産     | 1,109         |
| 土地              | 7,724         | 繰上り償却資産        | 4,638         |
| リース資産           | 546           | 繰上り償却資産        | 3,520         |
| 建設仮勘定           | 68            | 繰上り償却資産        | 117           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>784</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>54,280</b> |
| ソフトウェア          | 684           | <b>(純資産の部)</b> |               |
| その他の資産          | 100           | <b>株主資本</b>    | <b>41,819</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,447</b> | <b>資本</b>      | <b>1,744</b>  |
| 投資有価証券          | 5,183         | <b>資本剰余金</b>   | <b>5,344</b>  |
| 関係会社株           | 820           | <b>資本剰余金</b>   | <b>5,343</b>  |
| 出資              | 135           | <b>利益剰余金</b>   | <b>0</b>      |
| 長期貸付金           | 401           | <b>利益剰余金</b>   | <b>37,662</b> |
| 前払年金費用          | 151           | <b>利益剰余金</b>   | <b>436</b>    |
| 繰延税金資産          | 1,746         | <b>利益剰余金</b>   | <b>37,226</b> |
| 長期保険掛金          | 1,000         | <b>利益剰余金</b>   | <b>700</b>    |
| 倒引当金            | 306           | <b>利益剰余金</b>   | <b>103</b>    |
|                 | △418          | <b>利益剰余金</b>   | <b>16,318</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>98,322</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>20,104</b> |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>   | <b>△2,931</b> |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,222</b>  |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,360</b>  |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>   | <b>862</b>    |
|                 |               | <b>利益剰余金</b>   | <b>44,042</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>98,322</b> |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |         |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 130,042 |
| 売上原価         |       | 67,705  |
| 売上総利益        |       | 62,336  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 55,730  |
| 営業利益         |       | 6,606   |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 6     |         |
| 受取配当金        | 188   |         |
| 不動産賃貸料       | 54    |         |
| その他          | 55    | 304     |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 350   |         |
| 支払手数料        | 50    |         |
| 為替差損         | 12    |         |
| その他          | 1     | 414     |
| 経常利益         |       | 6,496   |
| 特別利益         |       |         |
| 債務保証損失引当金戻入額 | 1,101 |         |
| その他          | 55    | 1,156   |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産除却損      | 644   |         |
| その他          | 158   | 803     |
| 税引前当期純利益     |       | 6,850   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,672 |         |
| 法人税等調整額      | △170  | 1,502   |
| 当期純利益        |       | 5,347   |

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

|                                           | 株 主 資 本 |            |                |            |                  |                      |              |                  |        |            |       |
|-------------------------------------------|---------|------------|----------------|------------|------------------|----------------------|--------------|------------------|--------|------------|-------|
|                                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金  |                | 利 益 剰 余 金  |                  |                      |              |                  | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |       |
|                                           |         | 資 準<br>備 金 | そ の 他<br>資本剰余金 | 利 準<br>備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金  |                      |              |                  |        |            |       |
|                                           |         |            |                |            | 厚 生 施 設<br>積 立 金 | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |        |            | 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高                                 | 1,744   | 5,343      | 0              | 436        | 700              | 108                  | 16,318       | 15,286           | △2,931 | 37,005     |       |
| 当 期 変 動 額                                 |         |            |                |            |                  |                      |              |                  |        |            |       |
| 固 定 資 産 圧<br>縮 積 立 金 の 取 崩                |         |            |                |            |                  | △4                   |              | 4                |        | －          |       |
| 剰 余 金 の 配 当                               |         |            |                |            |                  |                      |              | △533             |        | △533       |       |
| 当 期 純 利 益                                 |         |            |                |            |                  |                      |              | 5,347            |        | 5,347      |       |
| 自己株式の取得                                   |         |            |                |            |                  |                      |              |                  | △0     | △0         |       |
| 自己株式の処分                                   |         |            | 0              |            |                  |                      |              |                  | 0      | 0          |       |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩                  |         |            |                |            |                  |                      |              | 0                |        | 0          |       |
| 株 主 資 本 以 外<br>の 項 目 の 当 期<br>変 動 額 (純 額) |         |            |                |            |                  |                      |              |                  |        |            |       |
| 当期変動額合計                                   | －       | －          | 0              | －          | －                | △4                   | －            | 4,818            | △0     | 4,813      |       |
| 当 期 末 残 高                                 | 1,744   | 5,343      | 0              | 436        | 700              | 103                  | 16,318       | 20,104           | △2,931 | 41,819     |       |

|                                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |                 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------|-------------------------|-----------------|-----------|
|                                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高                           | 2,170                   | 862             | 40,038    |
| 当 期 変 動 額                           |                         |                 |           |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩             |                         |                 | －         |
| 剰 余 金 の 配 当                         |                         |                 | △533      |
| 当 期 純 利 益                           |                         |                 | 5,347     |
| 自 己 株 式 の 取 得                       |                         |                 | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分                       |                         |                 | 0         |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩               |                         |                 | 0         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | △810                    | △0              | △810      |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | △810                    | △0              | 4,003     |
| 当 期 末 残 高                           | 1,360                   | 862             | 44,042    |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エスビー食品株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 山 田 浩 一 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 國 井 隆 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスビー食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスビー食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エスビー食品株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 山 田 浩 一 ㊞

指定社員

業務執行社員

公認会計士 國 井 隆 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスビー食品株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１０７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び双研日栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査の結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

|            |     |      |   |
|------------|-----|------|---|
| エスビー食品株式会社 |     | 監査役会 |   |
| 監査役(常勤)    | 西 邨 | 正 敏  | ㊞ |
| 社外監査役      | 葛 山 | 康 典  | ㊞ |
| 社外監査役      | 松 家 | 元    | ㊞ |
| 社外監査役      | 鵜 高 | 利 行  | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は、任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【ご参考】候補者一覧

| 候補者<br>番号 | 氏名                                                      | 会社における地位および担当                                      | 取締役会への<br>出席状況            |
|-----------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------|
| 1         | 小 形 博 行 <span>再任</span>                                 | 代表取締役社長<br>経営企画室担当                                 | 100%<br>(12回／12回)         |
| 2         | 丹 野 好 生 <span>再任</span>                                 | 専務取締役<br>管理サポートグループ担当<br>兼ダイバーシティ推進担当<br>兼情報統括担当役員 | 100%<br>(12回／12回)         |
| 3         | しま だ かず のり 典 <span>再任</span>                            | 常務取締役<br>開発生産グループ担当<br>兼品質保証室担当                    | 100%<br>(12回／12回)         |
| 4         | いけ むら かず や 也 <span>再任</span>                            | 常務取締役<br>マーケティング企画室担当<br>兼海外事業部担当                  | 100%<br>(12回／12回)         |
| 5         | た ぐち ひろ し 司 <span>再任</span>                             | 常務取締役<br>営業グループ担当兼ハーブ事業部担当                         | 100%<br>(12回／12回)         |
| 6         | やま ざき あき ひろ 裕 <span>再任</span>                           | 取締役                                                | 100%<br>(12回／12回)         |
| 7         | こ じま かず ひこ 彦 <span>再任</span>                            | 取締役<br>開発生産グループ担当兼商品部長                             | 取締役就任後<br>100%<br>(8回／8回) |
| 8         | たに 谷 <span>おきむ</span> 修 <span>再任</span> <span>社外</span> | 社外取締役                                              | 100%<br>(12回／12回)         |
| 9         | ひろ せ はる こ 子 <span>再任</span> <span>社外</span>             | 社外取締役                                              | 100%<br>(12回／12回)         |

| 候補者番号                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                    | <div>再任</div> <div>おがたひろゆき<br/>小形博行<br/>(1957年3月5日生)</div> | 1979年4月 当社入社<br>2008年4月 会計業務管理室長<br>2009年6月 執行役員<br>2011年6月 監査役(常勤)<br>2012年6月 取締役執行役員<br>2013年6月 取締役<br>2014年6月 常務取締役<br>2016年6月 代表取締役社長<br>現在に至る<br>経営企画室担当<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社エスビー興産代表取締役社長<br>S&B INTERNATIONAL CORPORATION チェアマン (CEO)          | 4,800株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>小形博行氏は、代表取締役として、中期経営計画を策定し事業を牽引するとともに、当社での経営全般に対する豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 2                                                                                                                                    | <div>再任</div> <div>たんのよしお<br/>丹野好生<br/>(1956年1月27日生)</div> | 1978年4月 当社入社<br>2008年4月 コーポレートデザインオフィス上席マネージャー兼人事室長<br>2009年6月 執行役員<br>2012年6月 取締役執行役員<br>2013年4月 管理サポートグループ担当<br>現在に至る<br>同年6月 取締役<br>2014年6月 常務取締役<br>2017年4月 ダイバーシティ推進担当兼情報統括担当役員<br>現在に至る<br>2018年6月 専務取締役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>エスビーガーリック食品株式会社代表取締役社長 | 4,300株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>丹野好生氏は、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                  |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者番号                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                     | <div>再任</div> <div>しまだかずのり<br/>島田和典<br/>(1956年8月26日生)</div> | 1979年4月 当社入社<br>2011年4月 供給本部上席マネージャー兼営業管理室長<br>兼同室営業推進ユニットユニットマネージャー<br>同年6月 執行役員<br>2012年6月 監査役(常勤)<br>2014年6月 取締役<br>開発生産グループ担当兼品質保証室担当<br>現在に至る<br>2015年6月 取締役常務執行役員<br>2018年6月 常務取締役<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社エスビーサンキョーフーズ代表取締役社長 | 3,300株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>島田和典氏は、当社供給部門および営業管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。          |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                            |                |
| 4                                                                                                                     | <div>再任</div> <div>いけむらかずや<br/>池村和也<br/>(1962年9月6日生)</div>  | 1986年4月 当社入社<br>2010年10月 営業本部上席マネージャー兼同本部商品グループユニットユニットマネージャー<br>2013年6月 執行役員<br>2016年6月 取締役執行役員<br>2017年4月 海外事業部担当<br>現在に至る<br>同年6月 取締役常務執行役員<br>2018年4月 マーケティング企画室担当<br>現在に至る<br>同年6月 常務取締役常務執行役員<br>現在に至る                               | 2,700株         |
| 【取締役候補者とした理由】<br>池村和也氏は、海外を含めた当社営業部門およびマーケティング部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | <div>再任</div> <div>たぐちひろし<br/>田口裕司<br/>(1962年10月25日生)</div>                                                    | 1985年 4 月 当社入社<br>2011年10月 商品部上席マネージャー兼同部商品企画ユニットユニットマネージャー<br><br>2013年 6 月 執行役員<br>2017年 4 月 営業グループ担当<br>現在に至る<br>同 年 6 月 取締役常務執行役員<br>2019年 6 月 常務取締役常務執行役員<br>現在に至る<br>2020年 4 月 ハーブ事業部担当<br>現在に至る       | 1,400株         |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>田口裕司氏は、当社営業部門および商品企画部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。   |                                                                                                                                                                                                              |                |
| 6     | <div>再任</div> <div>やまざきあきひろ<br/>山崎明裕<br/>(1966年 7 月10日生)</div>                                                 | 1995年 6 月 当社入社<br>2001年 4 月 営業本部長代理<br>2003年 6 月 執行役員<br>2005年 6 月 取締役執行役員<br>2007年 6 月 取締役常務執行役員<br>2009年 6 月 専務取締役<br>2011年 6 月 代表取締役副社長<br>2014年 6 月 代表取締役会長<br>2016年 6 月 取締役会長<br>2017年 6 月 取締役<br>現在に至る | 一株<br>(注) 1    |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>山崎明裕氏は、当社での経営全般における豊富な知識と経験および大局的な視点を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | <div>再任</div> <div>小島和彦<br/>(1960年9月19日生)</div>                                                                                                                                     | 1985年4月 当社入社<br>2009年10月 商品本部上席マネージャー兼同本部第1商品開発ユニットユニットマネージャー<br>2015年6月 執行役員<br>2017年4月 開発生産グループ担当兼商品部長<br>現在に至る<br>2019年6月 取締役執行役員<br>現在に至る                   | 1,400株         |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>小島和彦氏は、当社商品開発部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。                                                                               |                                                                                                                                                                 |                |
| 8     | <div>再任 社外</div> <div>谷修<br/>(1949年8月24日生)</div>                                                                                                                                    | 1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>浅川法律事務所入所<br>1992年10月 谷法律事務所設立<br>2004年6月 当社補欠監査役<br>2006年4月 第一東京弁護士会副会長<br>関東弁護士会連合会常務理事<br>2007年6月 当社監査役<br>2012年6月 当社取締役<br>現在に至る | 0株             |
|       | 【社外取締役候補者とした理由】<br>谷修氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、当社の経営全般に対する適切な助言をいただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                | <div>再任 社外</div> <div>ひろ せ はる こ<br/>広瀬晴子<br/>(1945年9月23日生)</div> | 1968年12月 人事院採用<br>1992年1月 国際連合教育科学文化機関<br>(UNESCO) 本部人事局長<br>2002年9月 国際連合工業開発機関 (UNIDO)<br>事務局次長兼調整・地域事業局長<br>2006年11月 駐モロッコ王国特命全権大使<br>2010年3月 外務省退官<br>2014年6月 日本モロッコ協会会長<br>現在に至る<br>2016年6月 当社取締役<br>現在に至る<br>2018年3月 日機装株式会社社外取締役<br>現在に至る | 0株             |
| <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>広瀬晴子氏は、豊富な国際経験や、人材育成に関する高い見識を有していることから、当社の経営全般に対する適切な助言をいただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. 山崎明裕氏の400,000株は議決権の統一行使のため、山崎兄弟会に信託され、同会の名義で株主名簿に登録されております。
2. 谷 修氏および広瀬晴子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、谷 修氏および広瀬晴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 谷 修氏および広瀬晴子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって谷修氏が8年、広瀬晴子氏が4年となります。
4. 当社は谷 修氏および広瀬晴子氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 広瀬晴子氏は、戸籍上の氏名は牧野内晴子であります。職務上使用している氏名で表記しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役西邨正敏氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏<br>( 生 年 月 日 ) 名                                                                                           | 略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| <div>再任</div> <div>にしむらまさとし<br/>西邨正敏<br/>(1964年9月6日生)</div>                                                  | 1987年4月 当社入社<br>2017年4月 人事総務室長兼法務ユニットユニットマネージャー<br>2018年6月 執行役員管理サポートグループ担当<br>2019年6月 監査役（常勤）<br>現在に至る | 900株                   |
| 【監査役候補者とした理由】<br>西邨正敏氏は、法務部門を中心とした、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、適切な企業監査に必要な人材として、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                         |                        |

**第3号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する件

当社は、2008年6月27日開催の当社第95期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、直近では2017年6月29日開催の当社第104期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、所要の変更を行ったうえで更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン発効後の情勢変化等を勘案し、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から、現プランの在り方について継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2020年5月22日開催の当社取締役会において、更新（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

本プランへの更新にあたり、実質的な内容について変更はなく、有効期間の更新のみ行っております。

つきましては、本プランに関し、下記Ⅱ．3．(2)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、対抗措置として発動する新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行う権限を当社取締役会に対して委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの更新は、下記Ⅲ．2．(2)②に記載のとおり、本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものであります。

## 記

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

#### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

##### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1923年（大正12年）の創業以来、国産初のカレー粉の製造・販売をスタートラインとして、カレーやコショウ、わさび、しょうが、七味唐辛子、フレッシュハーブなど、今では日本の食卓に欠かせない製品の開発と、その普及に努めてまいりました。その根底には、「お客様に喜んでいただくために、ただひたすら真っすぐに“本物のおいしさ”を追い求める」との姿勢を表現した創業理念「美味求真」の精神が脈々と流れております。

そして、企業理念

「食卓に、自然としあわせを。」

一) 常に研究を怠らず、創意工夫をこらして高い品質と新たな価値を創出します。

二) 常にお客様の視点で考え、心から満足していただける製品を追求します。

三) 常に自然に感謝し、食卓から幸せな生活と豊かな社会づくりに貢献します。

や、当社の目指す姿、将来像を表すビジョン

「『地の恵み スパイス&ハーブ』の可能性を追求し、

おいしく、健やかで、明るい未来をカタチにします。」

のもと、従業員一人ひとりが同じ方向に向かって活動していくことで、組織力を高め、いかなる環境においても持続的に成長し、社会に貢献できる企業を目指しております。

当社の企業価値の源泉は、こうした創業の理念や企業理念、ビジョンに裏付けられた「S & B」の企業ブランド力であり、以下のような当社の強みの総体であります。

- ① 永年に亘り培ってきた本物志向の研究開発力とお客様志向の製品開発力
- ② お取引先やお客様との信頼関係に基づく営業推進力ときめ細かな営業提案力
- ③ 食品メーカーとしての責務である安全・安心な製品をお届けする体制
- ④ 原資材調達から多品種少量生産に至るまでのさまざまな事業ノウハウ
- ⑤ 風通しの良い企業風土から生まれる自由闊達な人的活力

##### 2. 基本方針の内容および本プランへの更新の必要性

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考え、本プランへ更新することといたしました。

### 3. 企業価値向上のための取組み

多様化・グローバル化が進むなかで、個人の生活パターンや嗜好も多種多様となり、食に対するニーズはより複雑化・高度化していくものと想定されます。当社は、香辛料のトップメーカーとして、これまで培ってきた技術力と開発力を活かすとともに、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス&ハーブ」を常に進化させ、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化に取り組んでまいります。そして、おいしさの追求はもちろんのこと、高い品質と新たな価値を創出し続けていくことにより、おいしく、明るい未来を創る企業を目指してまいります。

また、高齢化が進むなかで、健康に寄与する食品への関心がますます高まっていくものと思われます。スパイスとハーブは、太古より人間の生活に欠かせない活力源や生薬として重宝されており、その将来性が大いに期待されるところです。当社は、スパイスとハーブの優れた機能を科

学的に解明し、それを活かした製品をお届けすることにより、健やかで、明るい未来を創る企業を目指してまいります。

#### 4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、いかなる経営環境にあっても企業理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのため経営環境の変化に対応した、最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。経営の効率化が図られ、かつ企業コンプライアンスに資するとともに当社事業活動に関わるすべてのステークホルダーからご信頼が得られますようなコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めております。そして、この基本的な考え方は、当社の企業価値または株主共同の利益の継続的な向上に貢献できるものであると考えております。

当社は、「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を導入しております。

取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営における基本戦略の策定や、法令で定められた重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行状況について報告体制を確立して、業務執行状況の監督に専念しております。また、取締役会の実効性を高めるための取組みにつきましても継続して進めております。経営会議は、取締役会の事前審議機関として、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会に報告しております。執行役員は、担当業務の効率的な執行にあたり、毎月1回以上定期的に開催される執行役員会において、情報の共有化と業務執行の意思統一を図っております。

また、当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としておりますとともに、取締役会の透明性をより高めるため独立性のある社外取締役と、客観性および中立性を確保するため独立性のある社外監査役を、それぞれ複数名選任しております。

## II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に遵守していただくべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めています。

本プランに関する手続きの流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）のとおりであります。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者に、①当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供していただくとともに、②一定の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないでいただくというものです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者および大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

（注1）特定株主グループとは、

- （i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- （ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

- （i）特定株主グループが、（注1）の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとしします。）
- （ii）特定株主グループが、（注1）の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割

合をいいます。)の合計  
を意味します。

なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (2) 情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールを遵守する旨をいずれも日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会へ日本語で記載した書面にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、

資本政策、配当政策、資産活用策等

- ⑤ 当社グループのお客様、お取引先、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑥ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）および関連性が有る場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付者から提出された情報を精査し、当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議のうえ、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。なお、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がなされた場合には、当社取締役会が求める本必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、下記(3) の手続きを開始する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示することとします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様判断のために必要であると認められる内容は、適切な時期において開示することとします。

### (3) 当社取締役会による内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定するとともに、その旨の情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者には、取締役会評価期間が経過するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

#### (4) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくときは、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当てを行うことまたはこれを当社取締役に委任することを議案とする株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な限り最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が、本株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者には本株主総会、または、本株主総会において新株予約権の無償割当てを行うことを取締役会に委任した場合には当該取締役会が終了するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

- ① 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ③ 本株主総会の決議は、法令および当社定款第18条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本株主総会開催の決定、および本株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

### 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会が、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではないと判断した場合、当社取締役会は、上記2. (4)の手続きを行わないこととします。

一方、当社取締役会が、大規模買付行為が、例えば、以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合、当社取締役会は、上記2. (4) の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくものとします。

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買い取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為
- ⑥ 大規模買付者の提案する大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、大規模買付行為完了後の経営方針または事業計画、大規模買付行為完了後における当社グループの少数株主、お客様、お取引先、従業員等のステークホルダーに対する方針、その他の条件の具体的内容等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適当な買付けであると判断される場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、お取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関連を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切で

あると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を確保することを目的として、当社取締役会の決議により対抗措置を発動する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置を発動するか否かを判断するにあたって、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を受けることとします。また、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、上記2. (4) の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を守るための対抗措置として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様には割当てられる新株予約権の概要は、(別紙2)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項、および取得条件等を設けることがあります。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2023年6月30日までに開催される第110期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令または金融商品取引所規則の変更等により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には) 変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令および金

融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プランへの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランへの更新時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

### (2) 対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、本プランに基づき、対抗措置を発動することがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

なお、いったん本株主総会または当社取締役会で新株予約権の無償割当てが決定された場合であっても、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、当社取締役会による対抗措置発動の必要性判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなくなった場合、または新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当てを中止し、また、新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、本株主総会または当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償で割り当てられ、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、当社が無償割当てした新株予約権を取得する場合、当社は、法定の手続きに従って、本株主総会または当社取締役会が定める一定の日の到来をもって、無償割当てした新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに対象株式数の当社株式を株主の皆様には交付するときは、速やかにこれを交付します。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置の発動に関する本株主総会または当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅲ. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅰの取組み）について

上記Ⅰに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅱの取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた

買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件に効力が発生することとしています。

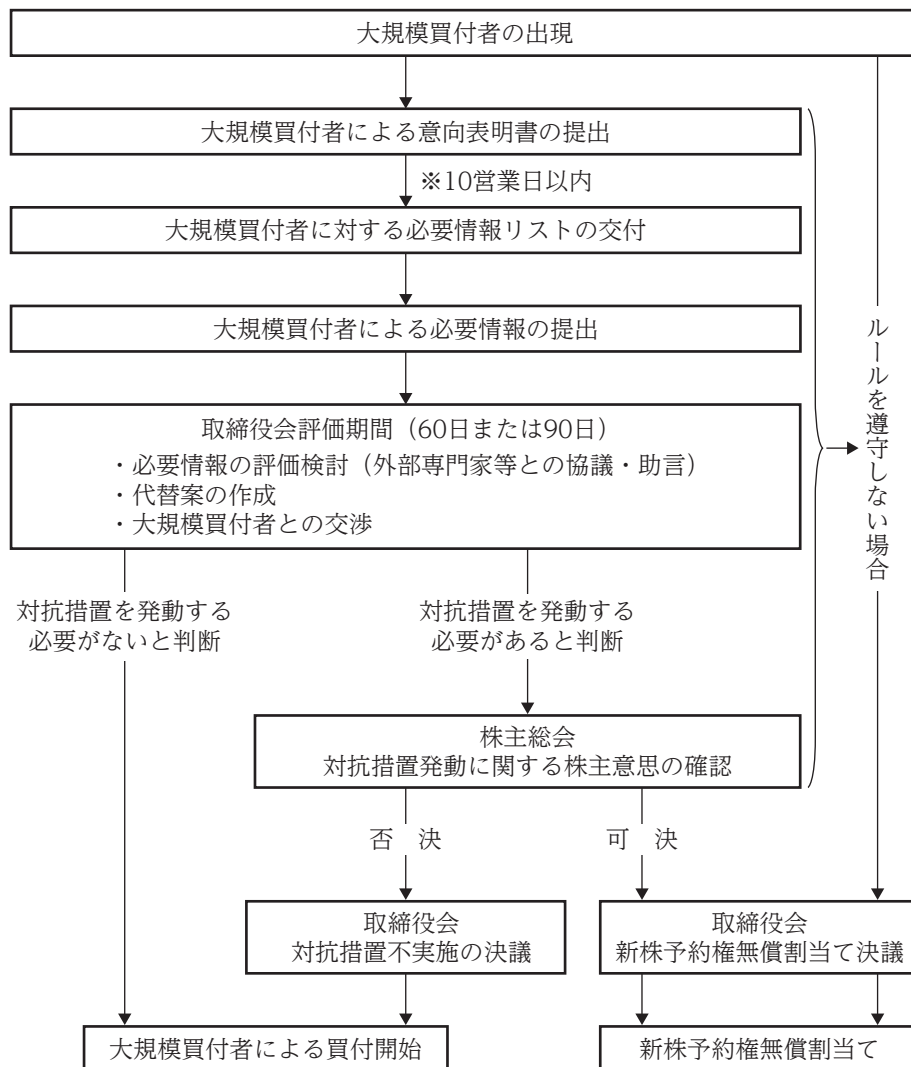
また、本プランでは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしています。

③ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年としていることから、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）でもありません。

(別紙1) 本プランの概要図



※本概要図は、本プランの概要を表示したものです。具体的な内容につきましては本文をご参照ください。

(別紙2) 新株予約権の無償割当ての概要

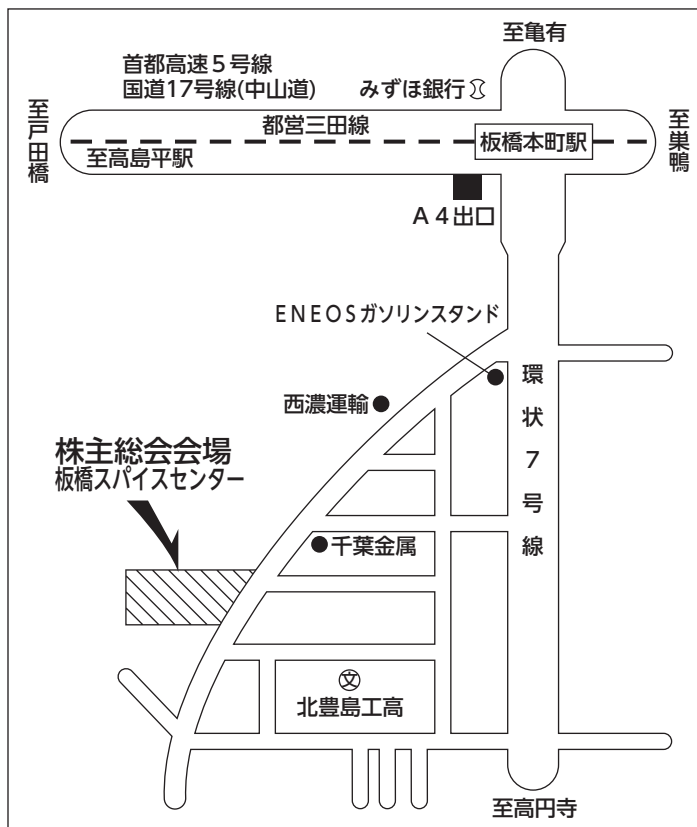
1. 新株予約権の数  
新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議または取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。
2. 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てます。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
4. 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で新株予約権無償割当て決議において定める額とします。
6. 新株予約権の譲渡  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（以下「非適格者」といいます。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
8. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）は新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
9. 当社における新株予約権の取得
  - (1) 当社は、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社株主総会または当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。
  - (2) 当社は、行使期間開始日または取得日のいずれか早い日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社株主総会または当社取締役会が認める場合には、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとします。
10. その他必要な事項  
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

## ——株主総会会場のご案内——

場所：東京都板橋区宮本町38番8号 ☎03(3558)5531

当社板橋スパイスセンター ミーティングホール



◎都営三田線 板橋本町駅A4出口より徒歩約12分

(お願い) 駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。